

議案第 39 号

狭山市立学校給食センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

狭山市立学校給食センター設置及び管理条例（昭和 46 年条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

狭山市立学校給食センター条例

第 2 条の表狭山市立堀兼学校給食センターの項中「狭山市大字堀兼 2105 番地」を「狭山市大字加佐志 499 番地 1」に改める。

附 則

この条例は、平成 27 年 9 月 1 日から施行する。ただし、題名の改正規定は、公布の日から施行する。

平成 27 年 6 月 9 日提出

狭山市長 仲 川 幸 成

提案理由

狭山市立堀兼学校給食センターの移転に伴い、同センターの位置の規定を改めるとともに、題名を改めたいので、この案を提出するものである。